

社会福祉士養成教育における国際ソーシャルワーク研究の位置

ー選択（エレクトィブ）から必修（コンパルソリー）への転換ー

○ 日本福祉大学 氏名 添田 正揮 (007092)

キーワード3つ: 国家資格養成教育・政策過程・グローバリゼーション

1. 研究目的

日本では、社会福祉士がソーシャルワーク専門職の国家資格とされており、英訳として Certified Social Worker という用語が用いられている。国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) によるソーシャルワークの定義との関係から見ても、社会福祉士及び精神保健福祉士は国際的にもソーシャルワーカーと認識されている。国際ソーシャルワーク研究は社会福祉士養成課程の専管事項でも専売特許でもないものの、社会福祉学やソーシャルワークを専攻領域とする教育機関でソーシャルワークを学び、学生がグローバル社会において求められるコンピテンシーを獲得し、実践の場面で力を発揮するための教育内容を準備することは必要不可欠といえる。本研究では、社会福祉士の養成教育に限定し、国際ソーシャルワーク研究および実践が教育内容にどのように位置づけられ、何が課題になっているのかを明らかにし、今後の展開について考察する。

2. 研究の視点および方法

(1) 政策過程の理論からみた社会福祉士養成課程の見直し

国家資格である社会福祉士のあり方や養成教育の方向性を決定づける行為は政策過程における議題 (アジェンダ) といえる。本研究では、ジョン・キングダン (Jhon W. Kingdon) による「政策の窓」モデルを基に、社会福祉士養成課程の見直しにおける国際ソーシャルワーク研究ならびに研究対象となる諸問題の取り扱いについて考察する。政策の窓モデルを使用することにより、問題の流れ、政策の流れ、政治の流れが合流する理由や背景などの分析が可能となる。

(2) 国家資格制度の構造からみた社会福祉士養成の教育内容

社会福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法第2条において「…専門的知識及び技術をもって (一部抜粋) …」と規定されており、詳細は省令および指針の各科目の「教育内容 (ねらい・教育に含むべき事項)」に規定されている。省令や指針は大学や養成施設の設置や開設の基準、カリキュラムやシラバスの基準、国家試験の出題基準、養成テキストの根拠となっており、コンピテンシーとの関連も深い。指針の教育内容に規定されるかどうか国際ソーシャルワークの位置づけに関わってくることから、重要な分析の視点となる。

3. 倫理的配慮

「研究倫理規定にもとづく研究ガイドライン」の倫理的配慮、引用に関する事項を遵守し研究を行った。また、本演題に関連して開示すべき COI はない。

4. 研究結果

それぞれの観点からみた国際ソーシャルワークの実体化の現状と課題についてまとめる。

(1) 政策過程の理論から

政策の窓モデルにおける政策過程は、①問題の流れ、②政策の流れ、③政治の流れ、の3つの流れに分類され、これらの流れが合流するタイミングで問題と政策提案と政治が結びつき、政策変更が生じるとされている。国家資格は、国が職業的な地位を保障し、資格のあり方や養成教育の管理・運営する立場と権限を有していることから、極めて政策的といえる。今回の社会福祉士の見直しの内容は、一億総活躍社会の創造に代表される政治の流れの力が最も大きく、その影響を受けた政策の流れに左右され、地域共生政策の推進が政府全体のアジェンダとなり、福祉人材確保政策の見直しの方向性もそれに紐づいた形となり、地域共生政策の庶務担当課の介入とコントロールが強く働いた。地域共生政策の議論の中で、グローバリゼーションやグローバル・イシューズが問題として取り上げていないため、必然的に国際ソーシャルワークの対象とする問題も社会福祉士養成課程の見直しに反映されなかったことになる。

(2) 国家資格制度の構造から

実際に大学等で行う教育内容は「指針に規定された教育内容以上とする」とされていることからミニマム・スタンダードということになる。ミニマム・スタンダードとして規定されることにより、養成課程に所属する学生が例外なく想定されたコンピテンシーを獲得・修得するための学習の機会が保障されることになる。国家資格であるため教育内容は省令や指針に準拠しなければならないため、規定されていない場合はソーシャルワークの実践に求められる価値観や知識、スキルについて「学習する→習得・修得する→検証する→研究する」という学習の循環的なフィードバック・ループが機能しないことを意味する。

5. 考察

ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が国際ソーシャルワークの対象とする諸問題に対する感受性を持ち、解決に向けて実践できるようになるためには、国家資格の養成課程を履修する全ての学生が必要となる価値基準・知識・スキルを修得/習得することが重要である。特定の学校やコース、教員でなければ科目開講されないという状況を排除し、関心のある学生しか学習の機会が得られないような状況を作らないことが求められている。

【参考文献】

ジョン・キングダン (2017) 『アジェンダ・選択肢・公共政策 政策はどのように決まるのか』勁草書房。

添田正揮 (2020) 「多文化共生ソーシャルワークを展開できる専門職の養成教育」『ソーシャルワーク研究 Vol. 46 (No. 1), 40-52 頁』相川書房。

添田正揮 (2022) 「国際ソーシャルワークの課題と展望」木村真理子、小原眞智子、武田丈編『国際ソーシャルワークを知る』中央法規出版。